

臨床倫理委員会 要綱

(設置)

第1条 市立函館病院(以下「病院」という。)において行われる臨床行為に関連する法律・社会・心理・文化・宗教・その他の倫理的課題を的確に認識し、共有・検討を行い、病院として継続的に取り組み、患者ケア、医療行為の包括的アウトカムを向上させることを目的とし、病院に臨床倫理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げるような臨床における倫理的課題について継続的に取り込むこととする。

- (1) 医療者に対する臨床倫理の教育・啓発
- (2) 病院における臨床倫理に関わる指針作成
- (3) 臨床倫理コンサルテーション
- (4) その他、臨床倫理に関する事項

(委員)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- | | |
|--------------------|------|
| (1) 医師 | 2名以上 |
| (2) 看護師 | 1名以上 |
| (3) 医師・看護師以外の医療技術者 | 1名以上 |
| (4) 社会福祉士 | 1名以上 |
| (5) 事務職員 | 1名以上 |
| (6) 人文・社会科学の有識者 | 1名以上 |

2 委員は男女両性で構成する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は再任されることができる。

5 委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長および副委員長)

第4条 委員会には委員長および副委員長各1名を置く。

2 委員長は、院長が任命する。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会の会議は、次に掲げる要件を全て満たさなければ開くことができない。

(1) 委員の過半数が出席していること

(2) 男女1名以上が出席していること

(3) 第3条第1項第1号から第6号に該当する委員が各1名以上ずつ出席していること

4 委員会は、必要があると認めるときは、院長から指示を受けた検討事項(以下「検討事項」という。)に係る医療行為等の実施責任者またはそれ以外の者の出席を求め、説明もしくは意見を聴き、またはこれらの者に対し資料の提出を求めることができる。

5 会議の決定は全会一致を原則とするが、審議により決しない場合は、出席委員の3分の2以上の賛成により決する。

(報告等)

第6条 委員会は、検討事項について決定したときは、別に定める検討結果報告書により院長に報告するものとする。

2 前項の検討結果報告書には、少数意見を併記するものとする。

(臨床倫理コンサルテーション)

第7条 個別の症例を対象とした倫理的課題、あるいは緊急性のある事例については、委員長の判断において倫理コンサルテーションの対象とし、別紙臨床倫理コンサルテーション運営規程の通り、審査を行うことができる。

2 倫理コンサルテーション開催の判断、および協議内容については臨床倫理委員会にて報告し、委員の評価を受けるものとする。

(臓器提供のための迅速審査)

第8条 院内での脳死下および18歳未満の心停止下臓器提供等に関し、臓器提供の可否を決定するために行われる倫理審査については、委員長の指名する委員5名以上による迅速審査を行うものとする。

(議題の保存)

第9条 委員会は、会議における議事の経過および決定の内容について記録を作成し、保存するものとする。

(教育)

第10条 臨床倫理委員会は年に1回以上、臨床倫理についての研修会等の職員教育を企画・運営する。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、医療安全管理室において処理する。

(委任務)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1. この要綱は令和3年2月22日より施行する。
2. この要綱は令和3年3月8日より施行する。